

○鹿児島市環境保全条例施行規則

平成 16 年 3 月 31 日規則第 78 号  
改正 平成 16 年 10 月 28 日規則第 230 号  
平成 20 年 6 月 2 日規則第 70 号  
平成 23 年 3 月 18 日規則第 24 号  
平成 26 年 3 月 5 日規則第 12 号  
平成 27 年 3 月 20 日規則第 33 号  
令和元年 6 月 11 日規則第 9 号  
令和 3 年 5 月 17 日規則第 55 号  
令和 3 年 8 月 17 日規則第 73 号  
令和 5 年 3 月 28 日規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島市環境保全条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号に規定する特定施設は、別表第 1 のとおりとする。

(規制基準)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第 2 のとおりとする。

(特定施設の設置等の届出)

第 4 条 条例第 8 条から第 10 条までの規定による届出は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める様式によってしなければならない。

- (1) ばい煙に係る特定施設 ばい煙に係る特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第 1)
- (2) 粉じんに係る特定施設 粉じんに係る特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第 2)
- (3) 汚水に係る特定施設 汚水に係る特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第 3)
- (4) 騒音に係る特定施設 騒音に係る特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第 4)
- (5) 振動に係る特定施設 振動に係る特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第 5)

2 条例第 8 条第 8 号に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止担当責任者の職名及び氏名
- (2) 業種及び主要生産品目
- (3) 従業員数

3 第 1 項各号に掲げる届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 特定工場等の付近の見取図
- (2) 特定施設の配置図
- (3) 操業工程の概要図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 第5条 削除

(氏名の変更等の届出)

第6条 条例第13条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってしなければならない。

- (1) 届け出た事項の変更の届出 特定施設設置者氏名等変更届出書(様式第7)
  - (2) 使用の廃止の届出 特定施設使用廃止届出書(様式第8)
- (承継の届出)

第7条 条例第14条第3項の規定による届出は、特定施設設置届出者の地位承継届出書(様式第9)によってしなければならない。

(事故の状況等の報告)

第8条 条例第16条第2項の規定による報告は、特定工場等事故報告書(様式第10)によってしなければならない。

(事前協議の対象となる建築物)

第9条 条例第17条第1項に規定する協議の対象となる建築物は、建築確認申請が必要な建築物で、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 住居の用に供する建築物
- (2) 車庫及び駐車場(自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル未満のものに限る。)
- (3) 物品販売店舗、事務所又は倉庫の用途に用いる建築物のうち、延べ床面積が100平方メートル未満(増改築の場合は、増改築部分の延べ床面積が100平方メートル未満の建築物)である建築物
- (4) 第1号及び前号に掲げる建築物を併用する建築物のうち、店舗、事務所又は倉庫部分の合計床面積が100平方メートル未満(増改築の場合は、店舗、事務所又は倉庫の増改築部分の合計床面積が100平方メートル未満)である建築物
- (5) 公衆便所、学校内に建築する飼育舎、更衣室、屋外便所又は体育倉庫等の簡易な建築物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める建築物

(事前協議)

第 10 条 条例第 17 条第 1 項の規定による協議をしようとする者は、公害防止事前協議書(様式第 11)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 建物及び機械等の配置図
- (3) 建物の平面図

2 市長は、条例第 17 条第 1 項の規定による協議が終了したときは、公害防止事前協議書に審査済印を押印したものの写しを当該届出をした者に交付するものとする。

(水質基準)

第 11 条 条例第 18 条に規定する水質基準は、次の各号に掲げる未規制事業所の設置者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 排水を公共用水域(海域を除く。)に排出する未規制事業所の設置者 生物化学的酸素要求量として、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「省令」という。)別表第 2 に規定する許容限度
- (2) 排水を海域に直接排出する未規制事業所の設置者 化学的酸素要求量として、省令別表第 2 に規定する許容限度

(深夜の騒音に係る規制の対象となる営業)

第 12 条 条例第 21 条に規定する営業は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業
- (2) 鹿児島市公衆浴場法施行条例(平成 24 年条例第 62 号)第 2 条第 2 項に規定する特殊公衆浴場営業
- (3) 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する施設
- (4) ボーリング場営業
- (5) バッティングセンター営業
- (6) ゴルフ練習場営業
- (7) スイミングプール営業
- (8) アイススケート場営業

(平 20 規則 70・一部改正)

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止する区域)

第 13 条 条例第 22 条第 1 項に規定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて定めら

れた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらの地域の周囲 30 メートル以内の区域

(2) 学校又は病院の敷地の周囲 80 メートル以内の区域

(拡声機使用制限の適用除外)

第 14 条 条例第 22 条第 1 項に規定する規則で定める場合は、次の場合とする。

(1) 次条に定める事項を遵守して自動車等により移動して拡声機を使用する場合

(2) 法令に定めがある場合

(3) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習に基づく一時的な行事のために使用する場合

(4) 集団の整理誘導等のために使用する場合

(拡声機の使用に係る遵守事項)

第 15 条 条例第 22 条第 3 項に規定する事項は、次のとおりとする。

(1) 午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間は、拡声機を使用しないこと。

(2) 移動して使用する場合を除き、拡声機を連続して使用する時間は 1 回につき 10 分以内とし、15 分以上の休止時間を置くこと。

(3) 複数の拡声機を使用する場合のそれぞれの拡声機の間隔は、50 メートル以上とすること。

(4) 都市計画法第 7 条の規定に基づき定められた市街化調整区域を除き、幅員 5 メートル(自動車等により移動して拡声機を使用する場合にあっては、4 メートル)未満の道路においては拡声機を使用しないこと。

(5) 地上 5 メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。

(6) 拡声機からの音量が、別表第 2 の 4 の(2)に規定する音量の範囲内であること。

(採取の届出)

第 16 条 条例第 25 条に規定する規則で定める揚水設備は、吐出口の口径が 40 ミリメートル以上のものとする。

2 条例第 25 条の規定による届出は、採取開始予定日の 15 日前までに、地下水採取届出書(様式第 12)によってしなければならない。

(水量の報告)

第 17 条 条例第 26 条の規定による報告は、次に掲げる水量測定器のうち、当該揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ、地下水の量を最も正確に測定することができる測定器により測定した量によってしなければならない。

- (1) 接線流羽根車式水道メーター
- (2) 軸流羽根車式水道メーター
- (3) 円板型水道メーター
- (4) ロータリーピストン型水道メーター
- (5) ピストン型水道メーター
- (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
- (7) ロータリー型水道メーター
- (8) 複合型水道メーター
- (9) 副管付水道メーター
- (10) 前各号に掲げるものと同等以上の性能を有すると市長が認める水量測定器

2 前項の規定による測定は、毎月行い、その結果を翌年度の4月末日までに、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める報告書によってしなければならない。

- (1) 建築物用(冷却、冷房、暖房、洗車、浴用、プール、水洗便所又は飲料等に地下水を使用する場合をいい、次号から第4号までに規定する場合を除く。) 揚水量測定報告書(建築物用)(様式第13)
- (2) 工業用(工場等において、ボイラー、原料、製品処理、洗浄、冷却、冷房又は暖房等に地下水を使用する場合をいう。) 揚水量測定報告書(工業用)(様式第14)
- (3) 水道用(上水道、簡易水道又は専用水道等に地下水を使用する場合をいう。) 揚水量測定報告書(水道用)(様式第15)
- (4) 農業用(水田かんがい、畑地かんがい、果樹草地かんがい、養殖養魚又は家畜の飼育等に地下水を使用する場合をいう。) 揚水量測定報告書(農業用)(様式第16)

(氏名の変更等の届出)

第18条 条例第28条第1項及び第4項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってしなければならない。

- (1) 届け出た事項の変更の届出 地下水採取届出者氏名等変更届出書(様式第17)
- (2) 使用の廃止の届出 揚水設備使用廃止届出書(様式第18)
- (3) 地位の承継の届出 地下水採取届出者の地位承継届出書(様式第19)

(特定化学物質の排出量等の把握)

第19条 条例第31条に規定する規則で定める物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下この条において「化管法」という。)第2条第2項に規定する第一種指定化学物質とする。

2 条例第 31 条に規定する規則で定める要件は、化管法第 2 条第 5 項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者であることとする。

3 条例第 31 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定化学物質の排出量
- (2) 特定化学物質の事業所外への移動量
- (3) 化学物質の取扱量
- (4) 化学物質の性状及び有害性
- (5) 化学物質の保管状況
- (6) 化学物質の処理及び処分状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(環境管理事業所認定の申請)

第 20 条 条例第 35 条第 2 項の規定による申請は、環境管理事業所認定申請書(様式第 20)によってしなければならない。

2 条例第 35 条第 2 項第 6 号に規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業内容
- (2) 環境目標
- (3) 目標達成のための具体的方策
- (4) 担当者の職名及び氏名  
(欠格事項に係る法律等)

第 21 条 条例第 36 条に規定する法律又は条例は、次に掲げるものとする。

- (1) 工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)
- (2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号)
- (3) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- (4) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- (6) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- (7) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- (8) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)
- (9) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- (10) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)

- (11) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)
- (12) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- (13) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- (14) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)
- (15) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- (16) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
- (17) 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)  
(平20規則70・平26規則12・平27規則33・一部改正)  
(構造等の変更の報告)

第22条 条例第39条の規定による報告は、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める様式によってしなければならない。

- (1) 申請した事項の変更の報告 環境管理事業所設置者氏名等変更報告書(様式第21)
- (2) 廃止の報告 環境管理事業所廃止報告書(様式第22)  
(報告)

第23条 条例第40条の規定による報告は、前年度における環境管理の運用状況を、毎年5月末日までに、環境管理報告書(様式第23)によってしなければならない。  
(二酸化炭素排出抑制対象事業所)

第24条 条例第43条第1項に規定する事業所は、当該事業所内において使用した燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量について、前年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所とする。  
(平20規則70・全改、平26規則12・一部改正)  
(排出抑制対策の結果の報告)

第25条 条例第44条第2項の規定による報告は、毎年7月末日までに二酸化炭素排出抑制対策結果報告書(様式第24)によってしなければならない。  
(平20規則70・平23規則24・一部改正)

(自動車の駐車時のアイドリング・ストップを要しない場合)

第26条 条例第48条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号)第6条第1項第1号及び第4号アからウまでに掲げる車両に該当する場合
  - (2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
  - (3) 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため駐車をする場合
  - (4) その他駐車をする時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合
- (駐車場設置者等の周知義務)

第27条 条例第49条に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートルとする。

2 条例第49条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設
  - (2) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設
  - (3) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車を駐車するために設置される駐車施設
- (オゾン層破壊物質)

第28条 条例第52条第1項に規定する規則で定める物質は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)第1条第1項に規定する物質とする。

(環境保全推進員の設置)

第29条 条例第53条に規定する環境保全推進員(以下「環境保全推進員」という。)は、環境保全意識の高い市民の中から市長が委嘱する。

2 環境保全推進員は、地域における環境教育の推進、市民への環境保全意識の啓発及び市が行う環境保全に係る施策への協力等を積極的に行わなければならない。

3 環境保全推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(小規模事業者)

第30条 条例第59条に規定する規則で定める小規模事業者は、常時使用する従業員の数が10人以下である事業者とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は同年7月1日



から、第 11 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平 16 規則 230・一部改正)

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に鹿児島市民の環境をよくする条例施行規則を廃止する規則(平成 16 年規則第 68 号)による廃止前の鹿児島市民の環境をよくする条例施行規則(昭和 49 年規則第 2 号)の規定により作成された届出書、受理書又は報告書は、それぞれこの規則の相当規定によりされた届出書、受理書又は報告書とみなす。

(平 16 規則 230・一部改正)

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 3 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「5 町」という。)の編入の日前に 5 町であった区域においては、第 27 条の規定は平成 17 年 1 月 31 日まで、第 11 条の規定は同年 10 月 31 日までは、適用しない。

(平 16 規則 230・追加)

付 則(平成 16 年 10 月 28 日規則第 230 号)

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 6 月 2 日規則第 70 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市環境保全条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市環境保全条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成 23 年 3 月 18 日規則第 24 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 5 日規則第 12 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 20 日規則第 33 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和元年 6 月 11 日規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市環境保全条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市環境保全条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和3年5月17日規則第55号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

付 則(令和3年8月17日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年3月28日規則第54号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平23規則24・一部改正)

1 ばい煙に係る特定施設

施設	規模等
ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第2条別表第1の1の項に規定するボイラーを除く。)	大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第2条で定めるところにより算定した伝熱面積が3平方メートル以上であって1事業所内における個々の合計が8平方メートル以上であること。 (1事業所内の合計を算定するときは、大気汚染防止法第2条第2項に規定するボイラーについても加算するものとする。)

2 粉じんに係る特定施設(実験の用に供するものを除く。)

項	施設	規模
1	常温混合用アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のもの
2	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの
3	セメントサイロ	袋詰作業を行うものであって、収容能力が500トン以上のもの
4	土石ふるい	原動機の定格出力が1.5キロワット以上15キロワット未満のもの

5	研摩機	動力を使用して金属の表面処理を行うもので、屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上の施設に設置されているもの
6	サンドブラスト	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上の施設に設置されているもの
7	穀物用製粉機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもの
8	帯のこ盤	製材又は加工用のものであって原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの
9	丸のこ盤	製材又は加工用のものであって原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの
10	鉱物(コークスを含む。)又は土石のたい積場	面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの
11	動力打綿機(混打綿機を含む。)及び製綿施設	すべてのもの
12	木材チップ又は木粉のたい積場	面積が 300 平方メートル以上のもの
13	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のもの
14	碎木機	すべてのもの
15	炭素製品の製造の用に供する粉碎施設及び素灰製造施設	すべてのもの

3 汚水に係る特定施設(すべての排水を公共下水道に接続するものを除く。)

項	施設	規模等
1	ガソリンスタンド	水質汚濁防止法に規定する自動式車両洗淨施設を有するものを除く。
2	自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの
3	機械修理工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上のもの
4	石材加工場	動力切断機又は動力研摩機を有するもの

4 騒音に係る特定施設(騒音規制法第 3 条第 1 項に規定する指定地域に設置されるもの(同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。))に限る。)

項	施設	規模等
1	金属加工用切断機	動力を使用する高速切断機で屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上の施設に設置されているもの
2	金属加工用研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上の施設に設置されているもの
3	のこ目立機	動力を用いるもの
4	圧縮機(空気圧縮機を除く。)	原動機の定格出力が 5.5 キロワット以上のもの
5	送風機(機器に内蔵されるものを除く。)	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
6	走行クレーン	原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のもの
7	動力打綿機(混打綿機を含む。)	すべてのもの
8	製綿施設	すべてのもの
9	石材加工用切断機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上の施設に設置されるもの
10	石材加工用研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上の施設に設置されるもの
11	コンクリートブロックマシン	原動機を用いるもの
12	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット未満、木工用のものにあつては 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの
13	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット未満、木工用のものにあつては 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの
14	かんな盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの
15	重油燃焼バーナー	送油ポンプの原動機の定格出力が 0.4 キロワット以上のもの又は送風機の原動機の定格出力が 0.4 キロワット以上のもの
16	金属製品の加工、更生又は製造作業場(自動車板金を含む。)	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100 平方メートル以上のもの

17	木材切込作業場	同一場所で継続して6月以上作業を行うもの
----	---------	----------------------

5 振動に係る特定施設(振動規制法第3条第1項に規定する指定地域に設置されるもの(同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。))に限る。)

項	施設	規模等
1	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット未満のもの
2	遠心分離機	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの
3	圧縮機(空気圧縮機を除く。)	原動機の定格出力が22キロワット以上のもの

別表第2(第3条、第15条関係)

(平16規則230・平20規則70・平23規則24・令元規則9・一部改正)

1 ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る規制基準

排出口から大気中に排出される硫黄酸化物が、次により算出した量以下であること。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

この式において $q \cdot K \cdot He$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$ ：特定施設の排出口において排出することのできる硫黄酸化物の量(単位は、温度零度かつ圧力1気圧の状態(以下「標準状態」という。)に換算した立方メートル毎時とする。)

$K$ ：14.5(大気汚染防止法施行令別表第3第100号に掲げる区域にあっては、17.5)

$He$ ：次の式より補正された排出口の高さ(単位 m)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (t - 15) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{Q \cdot V}) \cdot (1460 - 296 \times V / (t - 15)) + 1$$

これらの式において、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $t$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$Ho$ ：排出口の実高さ(単位 m)

$Q$ ：温度15度における排出ガス量(単位  $m^3/h$ )

$V$ ：排出ガスの排出速度(単位  $m^3/s$ )

$t$ ：排出ガスの温度(単位  $^{\circ}C$ )

備考 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- 1 日本産業規格(以下「規格」という。)K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- 2 規格K2301、規格K2541-1からK2541-7まで又は規格M8813に定める方法によ

り燃料の硫黄含有率を、規格 Z8762-1 から Z8762-4 までに定める方法その他の  
 適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

(2) ばいじんに係る規制基準

排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度がリングエルマン濃度法により測定  
 した濃度(以下「リングエルマン濃度」という。)2度以下であること。ただし、燃料の  
 点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるば  
 いじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)につい  
 ては、リングエルマン濃度による規制基準は適用しない。

2 粉じんに係る規制基準

別表第1の2の1項 に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の2項 に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機を設置し、並びにコ ンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分にお いては、必要に応じフード及び集じん機を設置していること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 (6) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の3項 に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 袋詰作業等は粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われているこ と。 (2) 袋詰作業等により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設 置されていること。 (3) 袋詰作業等を行う場所が防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第1の2の4項 に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の5項 に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の6項 に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の7項 に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 集じん機が設置されていること。 (3) 施設が密閉構造になっていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の8項 に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
別表第1の2の9項 に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第 1 の 2 の 10 項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
別表第 1 の 2 の 11 項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 施設が密閉構造になっていること。</p> <p>(4) 前 3 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
別表第 1 の 2 の 12 項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある木材チップ又は木粉をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前 3 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
別表第 1 の 2 の 13 項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p>
別表第 1 の 2 の 14 項に掲げる施設	<p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前 3 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
別表第 1 の 2 の 15 項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(2) 施設が密閉構造になっていること。</p> <p>(3) 前 2 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

### 3 汚水に係る規制基準

別表第 1 の 3 の 1 項に掲げる施設	廃油の流出防止施設を設置すること。
別表第 1 の 3 の 2 項に掲げる施設	
別表第 1 の 3 の 3 項に掲げる施設	



別表第1の3の4項に掲げる施設	濁水の流出防止施設を設置すること。
-----------------	-------------------

#### 4 騒音に係る規制基準

##### (1) 特定工場等に係る規制基準(単位：デシベル)

時間の区分		区域の区分			
		第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
昼間	午前8時から午後7時まで	50	60	65	70
朝・夕	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	45	50	60	65
夜間	午後10時から午前6時まで	40	45	50	55

#### 備考

- 1 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準(平成23年3月10日鹿児島市告示第245号)において定める区域の区分による。
- 2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端

の数値とする。

- 騒音の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地の境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠で、条例の目的を達成するために合理的と判断される地点とする。

(2) 拡声機から発する音量の基準

音源から 10 メートルの距離において 75 デシベル以下であること。

備考

- デシベルとは、(1)の備考 2 に規定する計量単位とする。
- 騒音の測定は、(1)の備考 3 に規定する騒音計又は周波数補正回路及び動特性を用いて行うものとする。
- 騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、(1)の備考 4 に規定する方法により行うものとする。

5 振動に係る規制基準(単位：デシベル)

時間の区分		区域の区分	
		第一種区域	第二種区域
昼間	午前 8 時から午後 7 時まで	60	65
夜間	午後 7 時から午前 8 時まで	55	60

備考

- 区域の区分は、振動規制法第 4 条第 1 項に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準(平成 23 年 3 月 10 日鹿児島市告示第 246 号)において定める区域の区分による。
- デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定、測定方法、振動加速度レベルの決定については、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に定めるところによる。
- 振動の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地の境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠で、条例の目的を達成するために合理的と判断される地点とする。